

平成 22 年 8 月 11 日

消費者庁

アップルジャパン社に対する資料の提供の協力依頼 及び注意喚起について

1. 米国アップル社製の携帯型音楽プレーヤー（商品名：iPod nano）（第 1 世代）に係る事故に関しては、平成 22 年 8 月 3 日付けで消費者安全法第 14 条第 1 項に基づき、輸入・販売事業者であるアップルジャパン株式会社に対して関連資料の提供の協力を依頼したところ、8 月 10 日付けで同社から資料の提供がありました。
2. 提供された情報によれば、iPod nano（第 1 世代）に係る今後の注意喚起と再発防止策について、
 - ① 不安を持っている顧客がバッテリーの交換を行えるよう、ウェブサイトの情報をより分かりやすくするとともに、より分かりやすいリンクを追加する
 - ② iPod nano（第 1 世代）を利用し同社にメールアドレスを登録している国内のすべての顧客に対して注意喚起のためのメールを送信するなどの対応の準備をすることです。
3. 同社に対しては、経済産業省が 8 月 6 日付けで消費者への積極的な情報提供などを指示しているところですが、消費者庁としては、消費者の安全・安心の確保の観点から同指示に対する同社の対応等を引き続き注視していくこととし、同社に対して、8 月 31 日までにこれらの対応に関する情報に係る資料を提出するよう依頼いたします。

4. なお、アップルジャパン株式会社が輸入した携帯型音楽プレーヤー iPod nano（第1世代）をお持ちの方は、機器の過熱に御注意ください。バッテリーが実際に過熱したり、バッテリーについて不安をお持ちの方は、アップルサポートに連絡し、バッテリー等の交換手続を行ってください。

（アップルジャパン株式会社の問い合わせ先）

テクニカルサポート：0120-27753-5

ホームページ：

http://support.apple.com/kb/TS2099?viewlocale=ja_JP&locale=ja_JP

問い合わせ先

消費者庁 消費者情報課

坂田、滝

電話：03-3507-9179